

東京学芸大学大学院教育学研究科再入学に関する内規の一部改正（案）について

改正理由：授業料滞納による除籍者の再入学を新たに設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正（案）	現 行
1 <u>東京学芸大学大学院学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「大学院学則」という。）第 27 条の規定に基づく大学院教育学研究科の再入学に関しては、この内規の定めるところによる。</u> 2 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。 (1) 再入学願書（本学所定の用紙） (2) 再入学調査書（本学所定の用紙） (3) 健康診断書（本学所定の用紙） (4) <u>退学前（大学院学則第33条第4号の規定により除籍となった者にあつては、除籍前。以下同じ。）の成績証明書</u> 3 <u>再入学の出願時期は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 入学時期が4月の場合 2月1日から2月15日まで</u> <u>(2) 入学時期が10月の場合 8月1日から8月15日まで</u> 〔省略〕 5 再入学を認められた者の入学時期は、<u>4月または10月</u>とし、退学前に所属した専攻のコース（サブコース）、学年に再入学するものとする。ただし、平成19年度以前に入学した者については、別表の専攻のコース（サブコース）及び退学前の学年に再入学するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この内規は、平成 年 月 日から施行する。</u>	1 東京学芸大学大学院学則第 27 条の規定に基づく大学院教育学研究科の再入学に関しては、この内規の定めるところによる。 2 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。 (1) 再入学願書（本学所定の用紙） (2) 再入学調査書（本学所定の用紙） (3) 健康診断書（本学所定の用紙） (4) 退学前の成績証明書 3 再入学の出願時期は、毎年2月1日から2月15日までとする。 〔省略〕 5 再入学を認められた者の入学時期は<u>4月</u>とし、退学前に所属した専攻のコース（サブコース）、学年に再入学するものとする。ただし、平成19年度以前に入学した者については、別表の専攻のコース（サブコース）及び退学前の学年に再入学するものとする。 〔省略〕